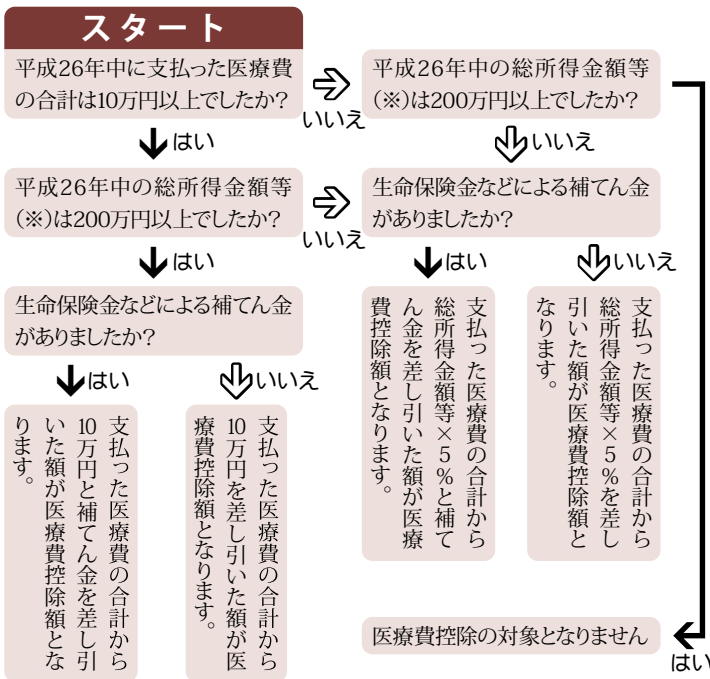


医療費控除フローチャート

※計算の結果、マイナスになった場合は医療費控除の対象となりません



注意1

医療費の合計から補てん金さらに10万円または総所得金額等の5%を差し引いた金額がマイナスになった場合、医療費控除の対象外となります。

注意2

医療費控除の対象となった金額がそのまま還付されるわけではありません。医療費控除は所得控除であり、扶養控除や基礎控除などと合計し、所得から差し引いて税額を計算します。

注意3

補てんされる見込みがあるときには、実際に補てんされていなくても、見込み額での申告が必要です。見込み額と違っていた場合には、後日、修正申告や更正の請求を行います。なお、医療費控除の上限額は200万円です。

※総所得金額等…純損失・雑損失の繰越控除後の金額（総所得金額+株式等譲渡所得など+先物取引に係る雑所得等の金額+退職所得+山林所得）

医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの(例示)	控除の対象に含まれないもの(例示)
<ul style="list-style-type: none"> ○医師・歯科医師による診療や治療の対価 ○治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ○出産に関する費用（出産一時金を指し引いた額） ○医師等による一定の特定保健指導の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> ・通院費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医師等の送迎費 ・医療用器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉杖や義歯等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用に当たるもの ・6カ月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書(「おむつ使用書」)のあるもの ○介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価 <p>※医療費控除の対象になる対価の額は領収書に記載されていますので、ご確認ください。詳細については各施設にお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ○健康診断の費用 ○自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ○治療を受けるために直接必要としない、近視、遠視のための眼鏡や補聴器等の購入の費用 ○インフルエンザなどの各種予防接種費用
<ul style="list-style-type: none"> ○保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記以外で療養上の世話を受けるために特に依頼した人に払う療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ○親族に支払う療養上の世話の対価
<ul style="list-style-type: none"> ○治療や療養に必要な医薬品の購入の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ○かぜの治療のために使用した、一般的な医薬品の購入費用 ○医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用 	<ul style="list-style-type: none"> ○疾病の予防または健康増進のために供されるものの購入の費用
<ul style="list-style-type: none"> ○病院、診療所または助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ○病状から見て急を要する場合に病院に収容されるための費用 	<ul style="list-style-type: none"> ○親族などから人的役務の提供を受けたことに対し払う謝礼

注1：人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けたとき、または特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用は医療費控除の対象となります。

注2：おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用書」に代えることができます。

控除を受けるための手続

- その際、医師等が発行した領収書等を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。
- 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(申告書を郵送で提出する場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封)してください。

やまおり
のりしろ